

令和2年第1回(1月)大郷町議会臨時会会議録第1号

令和2年1月15日(水)

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中学君	副町長	武藤浩道君
参事	残間俊典君	参事(特命担当)	千葉伸吾君
総務課長	浅野辰夫君	財政課長	熊谷有司君
まちづくり政策課長	伊藤義継君	税務課長	武藤弘子君
町民課長	千葉昭君	保健福祉課長	鎌田光一君
農政商工課長	高橋優君	地域整備課長	三浦光君
会計管理者	遠藤努君	学校教育課長	斎藤雅彦君
社会教育課長	菅野直人君		

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

議事日程第1号

令和2年1月15日(水曜日) 午前10時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第 2	会期の決定	
日程第 3	同意第 1 号	大郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第 4	議案第 1 号	大郷町政策審議会条例の一部改正について
日程第 5	議案第 2 号	令和元年度大郷町一般会計補正予算（第 7 号）

本日の会議に付した案件
議事日程と同じ

午 前 10時30分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和 2 年第 1 回大郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

臨時議会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和 2 年第 1 回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かと御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

先日の 12 日には、大郷町成人式を挙行いたしました、議員各位にも、新成人の門出を祝っていただき、誠にありがとうございました。

今年は、56 年ぶりの東京オリンピックが開催されますが、世界中のアスリートの皆さんは、新たな歴史を作ろうと自分自身の限界に挑戦をしているところであります。

大郷町もことしは、台風 19 号災害から復旧・復興元年となる大事な年となることから、令和の時代を支える立場にある、先日の成人者の皆様に、本町のまちづくりのため、柔軟で斬新なアイデアを提供していただきたいというお願いを申し上げてきたところであります。新たな本町のまちづくりにも、この災害という大変悲しい出来事を、いろいろ私が申し上げている絶望という言葉引用しながら希望に変えて行こうというこの考え方にいささか御議論があるようではありますが、私は信念を

もってこの町の育成を考えているところでございます。どんな条件があろうが町民の幸せのために、本町のまちづくりにオール大郷で対応してまいりたいという申し上げ方、これが、私は本町の復興に欠かせない原動力になるものと信じているところでございますので、今後とも、議会の皆さん始め多くの町民各位の御理解と御協力をいただき、国と県そしてまた地域の皆さんと本町の未来に向かったまちづくりをしっかりと進めて行く所存を申し上げ御挨拶といたします。

本日の案件につきましては、人事案件として、教育長の辞職に伴い、新たな教育長の任命同意をお願いするものであります。

条例改正につきましては、政策審議会条例の一部を、改正を御提案申し上げているものであります。

一般会計補正予算につきましては、先ほど、全協でもお示しを申し上げた台風 19 号の災害の関連予算が主なるものでございますが、農業振興費として、園芸作物の生産供給確保対策事業補助金、災害復旧費として、国災対象分の公共土木施設や農業施設の工事請負費などを予算計上してございます。

以上、同意案件、条例改正、補正予算の 3 議案を御提案申し上げているものでございますので、慎重審議の上、全議案を御可決賜りますようお願いを申し上げ、挨拶といたします。

よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で町長のあいさつを終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 110 条の規定により 10 番高橋重信議員及び 11 番石垣正博議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

日程第3 同意第1号 大郷町教育委員会教育長の任命につき同意を
求めることについて

議長（石川良彦君） 日程第3、同意第1号 大郷町教育委員会教育長の任命
につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 同意第1号 大郷町教育委員会教育長の任命につき同意
を求めることについて。

下記の者を大郷町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政
の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の
規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大崎市松山金谷字金ヶ崎 26 番地 13

氏 名 鳥海 義弘

生年月日 昭和 31 年 9 月 18 日

令和 2 年 1 月 15 日提出

大郷町長 田中 学

次ページに経歴書を記載してございますが、ごらんをいただき御理解
を賜り御同意をお願いいたします。以上を申し上げ、提出理
由といたします。よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質
疑に入ります。ございませんか。12 番千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） 今回の案件について、人材的には素晴らしい校長なども
務めて素晴らしい方と御認識するわけですが、ただ若干不安なところは、
これまでの履歴といえますか、いろいろ、昭和 57 年から明星中学校の
講師に始まりまして、令和元年 12 月 31 日までの東松島市立矢本第一中
学校講師まで務める間、ほとんどが北部のほうの人脈の多い方でござい
まして、ともすると大郷管内についてはどちらかというと主に仙南、こ
ちらから、大郷から南の方々が、先生方が多いような感じで、そういう
点で学校教育に対する先生方の、一番の肝心要となるそういう配置につ
いて果たして問題がないのかその辺についてはどのように検討と言いま
すか、内部で揉んで、そういう事も話し合いされたのではないかと思
うのですがそのことについて若干状況についてお聞きしておきたいと
思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 鳥海氏におかれましては、宮城県教育委員会の組織内で仕事をやってこられた、宮城県の職員として、前任者は仙台市教育委員会管内の職員であったということでもあります。そういうことから申し上げますと本町の場合は宮城県教育委員会管内の学校教育でございますので何ら南も北も別に分け隔てのない環境の中で仕事をやってこられた。宮城県教育委員会としてのポリシーはしっかり持っている方だというふうにお見受けをして、私も事前にお会いをしていろんなお話を申し上げ、今回の前任者の辞職に至る内容についてもお話しを申し上げたところでもあります。そのことも十分理解の上、宮城県教育委員会伊藤教育長とも、私お会いをして今後の対応策を講じながら、鳥海氏を、お願いをしたということでもあります。本来ならば、鳥海氏は東松島市の、今、研究グループの職にあつて、3月いっぱいまで任期なそうでありました。でも、我がふるさと大郷中学校のことを考えたり、小学校のことを考えたりいたしますと、なかなか県内でも、そんなにその誇るべき環境でない状況に今大郷町教育という現場がそういうふうな感じを私はしてございます。このことも申し上げました。恥ずかしながら、不登校が県内一高い学校だというような内容も申し上げ、それにも以前にそういう関係の仕事にも就いていたということからしますと大いに本町の後任の教育長に私は最適者だというふうに自信をもって御提案を申し上げているところでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準 111 により討論は省略し、投票による表決とします。

これより、同意第 1 号 大郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（石川良彦君） ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第 30 条第 2 項の規定により、立会人に 13 番若生 寛議員及び 1 番吉田耕大議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と反対の方は反対と記載願います。白票の取り扱いは、議会運営に関する基準 118 の規定により否決とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼〕

〔各議員投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

若生 寛議員及び吉田耕大議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数	13票	
うち 有効投票	13票	
無効投票	0票	です。
有効投票のうち		
賛成	10票	
反対	3票	

以上のおり賛成多数であります。

したがって、同意第1号 大郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第4 議案第1号 大郷町政策審議会条例の一部改正について
議長（石川良彦君） 日程第4 議案第1号 大郷町政策審議会条例の一部
改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） それでは、議案第1号につきまして提案
理由の説明を申し上げます。

議案書5ページをごらん願います。

議案第1号 大郷町政策審議会条例の一部改正について

大郷町政策審議会条例（平成3年大郷町条例第9号）の一部を別紙の
とおり改正するものとする。

令和2年1月15日提出

大郷町長 田中 学

政策審議会につきましては、執行機関の付属機関として、町からの諮問に
応じ、総合的な計画あるいは地域振興などに関する計画の策定、主要事業や政策
などの審議を行う機関として、地方自治法の規定に基づいて設置している機関
となるものでございます。今回の改正は、審議会の委員定数と委員の推薦方法
の改正と条文整理となるものでございます。現在の委員定数は、20名以内とな
っており、大谷東部・大谷西部・粕川・大松沢のブロックごとに4名ずつ、合
計16名の委員を委嘱しています。委員の募集については、公募を基本としまし
て、ブロックごとの区長さん方に選定をお願いしているところでございますが、
区長さん方から選定にあたっての御意見、御要望をいただいたことから、政策
審議会への諮問・答申を経て、委員定数と推薦方法について改正するもので
ございます。

次ページをごらん願います。第3条第1項の委員定数については、現在の
20名以内から25名以内とし、第2項第1号の推薦方法については、4ブ
ロックごとの推薦から区長推薦とするものです。これは、町内各行政区にお
きまして、それぞれの事情や課題が異なることから、より多くの意見を取り
入れるためであり、公募による応募者の中から、各行政区から1名ずつ区
長の推薦を得た方を委員として委嘱するものでございます。次に第4条第2
項につきましては、現在の政策審議会の前身となります総合計画審議会にお
いて、各団体からの推薦者を委員に委嘱していたことによる規定であり、推
薦団体での職を失った場合には、審議会

委員も辞任したものとみなすものとなっております。これにつきましては、平成 12 年の委員構成の改正にあわせ文言を削除すべきところでしたが、削除漏れがあったため、今回削除するものでございます。

附則については、条例の施行日を 4 月 1 日とし、4 月 1 日の新たな委員の委嘱に向けた準備行為について規定しているものです。

以上で、大郷町政策審議会条例の一部改正の提案理由の説明と内容の説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。4 番大友三男議員。

4 番（大友三男君） 今までの政策審議委員会のあり方といいますか、どのような形でその委員会を開催されてきたのか、というのは、いつ、どのような形で開催されたのか、まずお聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） はい。お答えします。

審議会につきましては、町長招集によりまして開催をしているものでございまして、過去の開催事例といたしましては、今年度については 1 回開催しておりまして、今回の政策審議会条例の改正並びにふれあい号の本格運行について御審議をいただいております。平成 30 年度におきましては、2 回開催しております。こちらについては敬老祝い金のあり方あるいは幼保連携型認定こども園、ふれあい号、そして道の駅おおさとの改革プランなどについて審議いただいているところでございます。審議会開催そのものについては、町からの諮問に応じて審議会を開催するということになっておりますので、年度ごとに回数等は異なっているものでございます。以上です。

時間帯に関しましては、基本夜間の開催を行っております。

議長（石川良彦君） はい。4 番大友三男議員。

4 番（大友三男君） 今回、16 名から 25 名以内というような改正案なんですけれども、そもそも論で申し訳ないんですけれども、これ人数が多くなれば多くなるほど、逆に意見がでないのではないかと、何故かと言いますと、去年まで、町民会議とか、おととしまでですか、去年の前半ですかね、あと平成 31 年度に…、平成 30 年度に入って町政懇談会というようなものも開催されて、私も参加させていただいていますけれども、この中でやはり意見が出るといっても、やはり人数が多くなれば多くなるほど、その限られた人しか発言していないというような状況がある中で、

やはりその根本的な組織改革と言いますか、やはり会議を開くにあたって、日中開催するなり、さらには何ていうのですかね、部会方式というのですかね、25名になりますけれども、出来るだけ少人数で会議を開いて、それを、意見を集約してさらに大きい会議を開くと、全員会議を開くと、そういうような改革と言いますか、そういうものも考慮しながら今回こういうものを行っていただきたいと思うんですけれどもその件に関して何か話し合いというものがあったのでしょうか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） はい。今回の改正につきまして、会議の開催方法についての審議は特段ございませんでした。なお、今の会議については開催しているわけですが、現在の委員さん方におきましても、当然、職種が異なっており、年齢構成も異なっているということから、日中開催につきましては通常の業務といいますかお仕事を抱えている方々でございますのでそういったことから夜間という形になっております。これについて議員のおっしゃるように、日中、仮に開催するとすればその辺は土曜日あるいは日曜日といったところの選択肢にあるかとは思っております。また、部会の開催といったところの、今度人数が多くなるということになりますので、そのような御意見も踏まえて検討してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 4番大友三男議員。

4番（大友三男君） 10日の全員協議会の中でも、町長のほうのお話がありましたけれども、18歳から選挙権があるんで、できればその18歳の方々も参加してもらいたいということも考えたいというようなお話しもありました。そういう中で、今回推薦ということなんですけれども、その推薦枠といいますか、やはり年齢も18歳からお願いしますとか、そういうものもやはり記載しながら推薦というものをお願いすべきだと、そうしないと今までと同じように年齢が高い人たちだけになってしまうんじゃないかという懸念があるんですけれども、やはりそういうことも考えた場合はしっかりとその年齢構成、何歳は、年齢何歳から何歳までは何名、何歳から何歳までは何名そういうふうにして、そういう審議会委員を選考すべきだと私は考えているんですけれども、その件に関するお話しがなかったのでしょうか。

議長（石川良彦君） はい。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） はい。審議会の委員につきましては、基本公募という形をとっているところでございまして、是非、町の政策審

議において加わりたい方、そういった方々を募集しているものでございます。当然、各…、幅広い年代の方に御参加いただきたいと思っておりますが、仮に今回、各行政区から1名という定員といたしますか、枠にしていることから、それぞれの行政区に各年代ごと、この年代を選出いただきたいということは考えておりません。

議長（石川良彦君） ほかにございませぬか。はい。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） まず、政策審議会というもの、そもそも田中学町長が以前に作った経過があるわけで、当然、提案された立場で、その間、これまでの間、この定数なりで経過してきた訳ですが、当然、田中町政は経費を節減して、極力広く多くの意見を聞く、その一方では経費を節減する…、節約するという手法を取ってこられたわけですが、当然のことながら人員をふやせばそういうことも加算されてくると、そういう点で若干、当初の考え方と矛盾するような内容になってくるのですが、その辺について前から区長さん方からは大変だということを出ていたわけですが、今回敢えてこれを聞いて反映するようになった結果について改めてお聞きしたいと思います。

それから、年によっては全然開かれない年もありました。私長く議員やっていてわかるんですが、一回も開かない年もありましたが、ことは今のところふれあい号についてやっていると。このふれあい号について当初相談したがその後大分内容が、年齢的にもあるいは地域のあり方についても大分変っているわけですが、その都度、ふれあい号について、変わる度にいわゆる政策審議会などの意見を聞いているのかどうか、当初投げかけて、後はもう、一回合格すればそれで自分たちが都合よく対応していくではあまりにも政策審議会の、付属機関として、都合の良いところだけ政策審議会にかけるんではこれ問題があるので、そういう点で今回のふれあい号についてはどの程度、何回か聞く場があっても良かったのではないかと思うんですが、どうもその内容を検討するにあたっては、一回しかやっていないということを聞くと、ほとんどその後は政策審議会に対してふれあい号の内容の検討についてはかけていないようですが、そういうことでは困るんで、その辺について今後どのように考えているのか。

それから、ある区長さん方、あるというか、先日の全協でもでましたが、誰もいなければ区長が代理でやるというような気持ちもあるようなことでそれでは困ると、今執行部からも広く意見を聞くと、多くの意見を聞くための今回の位置づけだということでございますので、区長さん

方からは常に意見を聞く機会があるので、区長さんは絶対に重複しないと、兼務しないということが確約をすべきだと先日話しをしたわけなんですけど、そのことについてはどのように説明をしていくのか、それらについてまずお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 私も戻ってきて、まだ日が浅い立場で、この町政から8年という空白がございまして、自分のやり残したものがどうのこうのと言うまえに、本当にこの大郷町がこのままでいいんだろうかというそんな疑問から、平成29年の改選に立候補して今日にあるわけですが、政策審議会、2回、私も諮問をしてまいりました。諮問の内容は、今議論しているこの内容だけでなく、ある意味で委員からは諮問に対して答申するだけでなく、我々も問題を提案したい、そういう会にしてほしいと、こういう話しがございまして、これは先日の政策審議会で、そうすると議会と対立する組織になる可能性もございましてよということも申し上げました。いやそれは、議会は議会の、議員の立場で議員活動をしているのだから、我々は一町民の意見を町政に直接提案するという内容になる、それをその受ける側の、町側の考えがどういう考えかによって活かすか殺すかはそちらのほうだと、こういう御意見もありました。当然私も、ある意味では、皆さんの意見に対して一理あるなということも考えてございまして、今ここで、どうして行くかということは、新しい組織が出来上がった時点で申し上げてまいりたいなというふうに思いますが、いずれにしても、町民も政策審議会に諮問を受けて答申するだけでなく、我々が常に考えていることに、町に対して提案する内容も盛り込んでほしいということでございましてので、今後、そういうことも考えながら広く町民の意見を町政に活かせるような内容にしていくことが、私は大事だなというふうに考えてございましてので、何ら、私が十年前に提案したこの政策審議会といささかも変わっているものはございませぬので、ますます、町民の意見が通りやすい、いろんな組織があつて然るべきだというふうに思いますので御理解をいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 町長、人数をふやすことによって、経費削減に逆行するんでないかということについても。

町長（田中 学君） 人数は、まず、22区22名、それに25名以内ということでもありますから、3名ぐらいは18歳なり学識経験者なりの人はこちらのほうで任命するというところもあろうかというふうに思います。

議長（石川良彦君） はい。次に答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） はい。ふれあい号のほうにつきましては、昨年の1月から試験運行を行っているところでございますが、政策審議会におきましては、昨年度と今年度、1回ずつ御審議のほうをいただいているところでございます。昨年度については、昨年1月から行います試験運行につきましてどのようにするかといったところの御審議をまずいただいたところで、それを受けて1月から試験運行を行っているということでございます。その後、4月と7月に運行形態のほうを変えて、変えてといいますか、枠を拡大して、それぞれ運行を行っているところでございます。約10カ月後の10月に利用されている方々、そして登録はしているけれども使っていない方々、登録をしていない方々、それぞれ対象者全員にアンケートを行って、今後の本格運行に向けてどのようにしたらいいかといったアンケートをいただいたところの内容を受けて、本格運行に向けた内容を今年度の政策審議会において御審議いただいたところでございます。

区長さんの推薦に関しまして、全員協議会の場でも御質問を受けておりますけれども、今回の選考にあたりましては、実際、応募者がいない場合の推薦につきましては、区長さんについては除くという形での選考方法について進めさせていただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 応募者がいないときには、区長を除いて対応するということがどういうことなのか、いわゆる区長は重複しないで必ず各区から一名を出すということで理解して良いんですね。その確認です。

それから町長ね、何か今回、人数の内容だけでね、変わるの、政策審議会そのもののいわゆる目的なり、考え方について変わらないわけですから、今町長、一生懸命その、提案型とか話しされていますが、これいわゆる考えがあるならいつでも出来るわけですね、政策審議会でも町長はもっともっと、盛沢山の新しい…、町長今、今新しい組織が出来上がったら検討をしていくという、新しい組織、組織そのものはあるわけで、人数だけの変更ですから、町長が望んでいる、いわゆる町民の意見、たまには議会とも対立するような内容も出てくるぐらいの、直接提案する内容も期待したいと、あるいはそういう事も出てくるんじゃないかということ、敢えて今後、この条例改正以前からその気持ちがあればいつでも政策審議会にそういう環境を作っていく事が可能だったわけで、敢えてそれは、何も今回の定員の変更に関わらず対応出来たと思うんです

が、これ今からでも出来るんじゃないですか、それは、その辺について、年に一回、二回しかやらない、あるいは人数も極めて、その、参加しても意見が少ない、その辺について、私、政策審議会については評価する訳ですが、ただ、その中で広く意見が出されるような、広い層から、そういう会議にして、議会とぶつかって良いですから提案する、まちづくりについて、町長も思うような提案づくり…、提案されるようなそういう審議会にしてもらわないと、ただ、夜、仕事帰ってきて、時間ぎりぎりの段階で、いかにも審議しましたという形ですが、実態は町から提案されたものをただ了解するようなそういう内容では、あまりにも名前の政策審議会のが寂しいと。ですから、日中、半日ぐらいかけて、町の提案にしる、皆からも提案をもらおうということで、広く、このいわゆる政策審議会の文字どおり、政策審議が出来るような時間も、そういうスケジュールをとってほしいと思うんですが、そういうことも踏まえて、決して、提案することについて、これまでも出ていたわけで、それがあまりなかったという感じがするわけですがね、自らの提案として、その辺についてどのように反省して今後もっていく考えですか。お聞きしたい。

議長（石川良彦君） 最初に、まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） はい。先ほどの件に関しましては、応募がない場合の区長からの推薦について、区長を除いた方の中から、区の中から御推薦をいただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 議員のおっしゃっている内容に、私も全く、同意をするわけでありますが、決して、この組織が議会と対立をさせるような内容でもございませんし、ただ、審議会で審議されて、答申を受けて、それを議会に提案する、提案が否決になった、ここからが大事なところでございまして、それを委員の方々のお話しを聞きますと、まだその、やり取りするそういうその時間が我々に与えられない、そこでその、終わってしまうということが残念だと。我々もその短い時間ではあるけれども、集中審議で決定したものが、議会に提案して否決になった。それをああそうでしたかというわけにはいかない。いう考えを私も尊重したい。こういうこととさせていただきますので、今後広く 22 行政区から一人ずつで 22 名、そのほかに 25 名という枠の中で必要な人材を登用していきたいという事であります。

議長（石川良彦君） 町長、それをするために十分な時間、日中の会議なども考えたらいいんでないかということなんだけれども。日中の会議も考え

たらいいんでないかと、時間を取ってどうなんですか。

町長（田中 学君） その辺、相談してみます。皆さんと。多分、仕事をもってそういう時間に合わせて夜の会議が望んでいるという人たちの集団ですから、それはその、自分の日中の仕事を犠牲にしてその会議に集まるということになりますとそれなりの待遇改善もしなければならないのではないのではないのかなというふうに思いますので、その辺も今後、考えます。来年のまた必要に応じては臨時議会でも招集して、その辺の新しい構築を考えてまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今、町長のほうから政策審議会の方々から、折角集中して短い時間であっても、集中して決めたものが議会で否決されたことに対する、そこに対するそれなりの反応もあるということで、その中で出てきた話しがいわゆる時間が足りないという内容も今説明されたわけですが、当然、私たちも政策審議会の中で傍聴する時間もあるはずでしょうから、それを認めてもらえる…、あると確認したいのですがどうなのか、また、日中、時間がなければやはり町の将来を政策審議会ですから、将来をどのようにするかという大きな役割も担っている政策審議会ですから、夜間の時間、忙しい仕事終わって帰ってくる方々の都合ということもわかるんですがやはり日曜日でも何でも、逆に日中、時間を半日ぐらい割いて、政策を議論するぐらいのそういう場所に是非、町長今検討するということですがね、是非そのようにしてもらいたいし、またそこから出てくる内容についても我々も議会にかける前に、議会の中で全協なり何なりその内容がまだまだ今後深めていくということも、時間も取れる構えももたなくてならないと思うし、そういう点で日中の時間、また数回是非やってほしいと、その中では具体的に今回ふれあいバス何なりでていますが、ふれあい号、町の大もとの政策なども示して、そこにそういう形で議論して、深めてもらうということもどうかと思うんですが、今回、例えば災害によるまちづくりについても、これ必ずしも、その地域だけでなく、広く災害を受けているわけですから、災害に対するまちづくり、強いまちづくりするのにどうするか、町の提案も含めて、政策審議会などで議論してもらうのも、かなり私、有効な今後のまちづくりに活かされる意見が出てくると思うんです。そういう政策審議会のあり方を位置づけるということが大事でないかと思うんですが、是非、そのように展開してほしいということをお願いしながら、町長の見解を求めたいと思います。

議長（石川良彦君） はい。町長。

町長（田中 学君） 審議委員の皆さんには大変申し訳ない内容になるわけですが、町を考えてその役割を果たす、ある意味では住民の声なんだと。また聞きではないんだというそういう観点から、今後尊重しながら十分執行部と審議会が、ある意味では表裏一体の町政を作り上げてまいりたいということを申し上げます。（「……」の声あり）議会議員が審議会の傍聴をする。どうなのかね。その辺も検討してみます。あまり議会のほうが、ある意味で審議会の陰になるような内容になっても困るから、そこは遠慮したほうがいいんじゃないですかね。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 先ほど、町長あの、22名のほか25名ですと3名ですか、その3名の中に18歳、若い人に入ってほしいというような話しをされました。そうなるとその3名の中から云々というのは大変難しいと思うんです。まあそういう方ばかりではないと思うんですが、そういう中にこう18歳の方または20歳の方が一人でぼつんとして行って、何が出来るという言い方はちょっと失礼かもしれませんが、大変難しい環境ではないのかなと思います。そういうことをこう踏まえれば、やはりこう、そういうこう、枠を設けるとそういうことも必要でないのかなと思います。それに伴えば、定員25名というのは、これにするとしても、各行政区1名というのは私こうちょっと問題があるのかなと、今までとおり5名ずつ4人、それであの5名の中にやはりこう18歳、20歳くらいの方は何名入れますよ、その分はこういう方々ですよと、ある程度こうそういう目安と言いますか、そういうのもこう乗っけておかなければただ18歳も入ってほしいだけでは、絵に描いた餅ではないのかなと思うんですが、その辺の考え方、考え方というよりは考えて行かなくてはならないと思うんですがそれについて考えをお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） 若干ちょっともしかしたら認識が違うのかもわかりませんが、学識経験者、25名定員の中の行政区推薦以外の3名については学識経験者を委員として委嘱する予定でございます。それで、各ブロックごとからの推薦ということにつきましては、これも全協では御説明させていただきましたが、各区長さん、実際に推薦をいただく区長さん方のほうで、まあ4つのブロックごとの中での推薦がなかなか調整が難しいんだという御意見をいただいていたところから、今回、審議会のほうに諮問をさせていただいて、だとすれば、それは各行政区

から出ていただいたほうがよろしいんじゃないかという御意見をいただいたところでございます。

議長（石川良彦君） 若い人たちの枠とか担保するとかというのはないの。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） 年齢区分に関しては、特段定める予定ではございませんので、その点に関しては広く周知の上、是非、町政に関して御意見のある方々を募っていきたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） はい。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 課長の考えはそういう考えとして、町長が18歳の方々云々と話しをされたわけでございますので、やはり町長としてその18歳の枠に関してどう考えているか、その辺をお聞きします。

議長（石川良彦君） はい。答弁願います。町長。

町長（田中 学君） はい。3つの枠の中に18歳、選挙権を取得して、今何ら社会的に18歳の選挙権者がそういう政治の場なりいろいろ相談をかけられて活躍する場というのはあまりないような気がしております。その辺から本町の将来を担う人たちが関心を持っている方もいるはずだというふうに思います。そういう方には是非このメンバーに入ってもらって、大人たちの話しを聞いてもらうということが、私は大事でないかというふうに思います。皆さんにも、議員の皆さんも政策審議会の経験のある方おありですか、ある。いる。いた。それでは私とはやったことないな、今大事なのは、議会は議会のその権限でやっているわけですから、一般の町民が本当にこの町に自分たちの生きがい求めて真剣に議論するという機会がほとんどない、そういう中で唯一各行政区から一人ずつ選ばれた、政策を審議するメンバーに入ってもらって、今後、私はこの組織を高いものに、知識の高いものにしていこうと思うので、この3つの枠の中にいろんな学識者を入れて勉強させていきたいと、もうふやせつつですか。それは、各22行政区から同じ条件で一人ずつ出してもらってこういうことでございますので、考え方は、平等を欠かないような形でございます。そういうことで今後その審議会というものを新たな本町の復旧・復興にも広く意見を頂戴してまいりたいという考えであります。

議長（石川良彦君） 13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 私は、18歳という言葉を出した町長が、18歳の方々に対してどのような考えをもっているかということを知りたかったわけなので、ですから、私は今までどおり20人で五つの枠、学経ですね、学経を5人にしてその中で18歳を二人にしてはどうかということを提案したわけで、それに関してどうですかというような質問をしたわけで

ございますので、私としては本当にこう若い方にそういうものに入ってもらうのは本当に重要だと思います。この議会にしてもそのとおりでございます。たまたま議会では前回の改選で30代の方が入ってきてちょっと活性化しているという事は本当に認めるわけでございます。是非、審議委員会のほうにも18歳枠、枠として、特別枠として設けて下さいますように何とか出来ないものかももう一回お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） はい。町長。

町長（田中 学君） 22の行政区、そのほかに三つの枠がある、その三つの中に18歳も入れる、学識者も入ってもらうという考えでありますので、まず、今回御提案申し上げているこの内容で、この会議を動かしてみても、やはり、若生議員が言うように若い人たちをもう少しふやしたほうがいいなということが皆さんで認知された中で変えていくということも別に不可能なことではございませんので、まあ一回、やってみるということが大事だというふうに思います。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございせんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第1号 大郷町政策審議会条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（石川良彦君） ここで11時40分まで休憩といたします。

午 前 1 1 時 3 0 分 休 憩

午 前 1 1 時 4 0 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第2号 令和元年度大郷町一般会計補正予算（第7号）

議長（石川良彦君） 日程第5、議案第2号 令和元年度大郷町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは議案第2号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。補正予算書2ページ目をお開き願います。

議案第2号 令和元年度大郷町一般会計補正予算（第7号）。

令和元年度大郷町の一般会計補正予算（第7号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18億8,171万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億1,334万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年1月15日 提出

大郷町長 田中 学

今回の補正予算の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算ですが、台風19号により被災し、仮設住宅に入居している方々が安心して日常生活が送れるよう見守り支援や相談支援の実施。台風19号により、平年収量の30%以上の減収被害のあった農家への次期作付けに向けた種子購入等助成、公共土木施設、農林水産施設、公園、縁の郷の災害復旧関連経費、ふるさと応援寄附に係る予算について計上したものです。

歳入では、公共土木施設・農林水産施設災害復旧事業に係る負担金・補助金、台風19号により被災した農家への次期作付けに向けた種子購入事業等に係る補助金、公共土木施設等災害復旧事業に係る町債、ふるさと応援寄附金、災害見舞金、災害対策支援金についての予算を計上しております。また、財政調整基金において財源調整をしたものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を説明いたします。まず歳入です。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金12億634万4,000円の増額補正です。公共土木施設災害復旧工事に係る国庫負担金です。第2項国庫補助金4,246万4,000円の増額補正です。仮設住宅に入居者等への見守り支援や相談支援に係る補助、台風19号により被災した園芸作物農家等への次期作付け等に係る経費補助、公共土木施設災害復旧査定設計業務に係る国庫補助金です。第16款県支出金第2項県補助金3億4,186万7,000円の増額補正です。台風19号により、平年収量の30%以上の減収被害のあった農家への次期作付け種子購入に係る経費の補助並びに農林水産施設災害復旧工事に係る県補助金です。第18款寄附金第1項寄附金1億円の増額補正です。ふるさと応援寄附金について、10月に約1億円の寄附をいただいたことにより増額するものでございます。第19款繰入金第1項基金繰入金9,548万円の減額補正です。災害復旧事業等に係る財源としての財政調整基金繰入金の調整です。第21款諸収入第5項雑入782万4,000円の増額補正です。台風19号災への災害見舞金並びに災害対策支援金の調整でございます。第22款町債第1項町債2億7,870万円の増額補正です。公共土木施設、農林水産施設、公共施設の災害復旧事業費に係る町債です。歳入補正額合計18億8,171万9,000円でございます。

続きまして、4ページをごらんいただきます。

歳出です。第2款総務費第1項総務管理費9,482万7,000円の増額補正です。ふるさと応援寄附の増に伴う御礼品等の経費並びにふるさと応援寄附に係る未来づくり基金積立が主なものでございます。第3款民生費第1項、社会福祉費55万6,000円の増額補正です。仮設住宅に入居している方々が安心して日常生活が送れるよう見守り支援や相談支援事業などでございます。第5款農林水産業費第1項農業費2,764万3,000円の増額補正です。台風19号により被災した農家への次期作付けに向けた種子購入経費等の助成でございます。第10款災害復旧費第2項公共土木施設災害復旧費13億8,682万7,000円の増額補正です。道路・河川の公共土木施設に係る国災対象の災害復旧工事、公共土木施設査定測量設計並びに実施積算業務、災害事務対応に係る時間外勤務手当でございます。第3項農林水産施設災害復旧費3億5,600万円の増額補正です。水路・ため池等農林水産施設に係る国災対象の災害復旧工事です。

第4項公共施設災害復旧費 1,586万6,000円の増額補正です。縁の郷、町立3公園の公共施設に係る災害復旧工事です。歳出補正額合計 18億8,171万9,000円です。

以上、補正前の予算額 75億3,162万5,000円に歳入歳出とも 18億8,171万9,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ 94億1,334万4,000円とするものです。

5ページをごらんいただきます。第2表 地方債補正について御説明をいたします。

1. 変更です。変更3件でございます。起債の目的、補正前、補正後の順で御説明します。

1 公共土木施設災害復旧事業 台風19号による国災対象公共土木施設災害復旧事業に係る分を追加し、限度額を1億7,200万円から4億1,900万円に変更するものです。

2 農林水産施設災害復旧事業 台風19号による国災対象農林水産施設災害復旧事業に係る分を追加し、限度額を1億7,860万円から1億9,460万円に変更するものでございます。

3 公共施設災害復旧事業 台風19号による縁の郷、町立公園災害復旧事業に係る分を追加し、限度額を6,840万円から8,410万円に変更するものです。

起債方法、利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

一般会計補正予算につきましては、以上の内容でございます。

以上で議案第2号についての提案理由の説明を終わります。次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますよう、お願いいたします。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 10ページの仮設の生活支援員業務 55万6,000円増額となっているのですが、これの具体的な内容を説明していただきたい。あと、11ページの災害復旧費の公共土木施設災害工事と農業施設災害復旧工事、これかなりの金額になっているのですが、この予定と違いますか、どういう感じで復旧されていくのか、そのおおよそのスケジュールを教えてください。以上。

議長（石川良彦君） まず、答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） それでは見守り支援について回答いたします。

事業内容としては、大きく二つ、被災者の見守り、相談支援を行う事業、

被災者の孤立防止を図るためのサロン、コミュニティ活動の支援を行う内容となっております。その中で見守り、相談支援の中である事案が出てきましたら緊急の場合はその都度町のほうにつないでいただいて、そのほかについては月1回の報告を受け町の中で必要なサービスだったり支援だったりにつなげていく内容となっております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい。お答えいたします。公共土木施設災害復旧並びに農業施設災害復旧のスケジュール等の件でございますが、こちらにつきましては、昨日より国の災害査定が始まってございます。こちらにつきましては、2月の第1週までの予定となっております。それが終わりましたら実施設計を作成いたし発注という形になろうかと思いますが、河川等そういったものにつきましては出水期、要は川の水が上がるものにつきましてはそれを終わってからの発注になろうかと思いますが、道路等につきましては契約が終わり次第随時発注して行くものと考えておまして、年度内にはなかなか終わる状況は厳しいものかと思っております。翌年度にも工事がかかるのではないかと、翌年度ということは令和3年度ですね、そこまで工事がかかるものではないかというふうに判断してございます。以上です。

議長（石川良彦君） よろしいですか。（「・・・」との声あり）

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。農業施設につきましても、河川等のそういったものの出水の影響もございまして、それらの影響があるものにつきましては秋以降の工事になろうかと思えます。また、農道等につきましては契約が終わり次第随時発注していくものでございまして、こちらにつきましても工事の全ての完了につきましては令和3年度ぐらいまでかかるものではないかとこちらで判断してございます。以上です。

議長（石川良彦君） 9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） スケジュール、かなりかかるよっていう、わかりませんがこの農業施設に関しては今までも議会の中で執行部のほうからはなんとか春の農作業までには間に合わせますよという答弁をもらっているんですけども、その辺の春の農作業に対してはどのように見ていらっしゃるでしょうか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい。お答えいたします。春の農作業についま

しては、用水路とか土砂で閉塞したものにつきましては、用水路を確保して水が掛かるようなふうにはしたいと思っております。ただし、田んぼの脇にございます護岸等につきましては、耕作時期は工事ができませんのでその辺につきましては、仮畦畔等の対応をしながら対応していくということでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） 今、10ページの委託料、生活支援員業務の関係なんですけれども、これ仮設の関係が主だと思えるんですけれども、その中で年内と言いますか、12月十五、六日ぐらいごろですかね、私行った時に、やはりその支援員というのじゃないですけれども、役場の方がなかなか見えない、というような話もありました。やはりその仮設に入居して日にちが経ってくれば経ってくるほどいろんな相談事も出てくるというふうに思いますので、今回このようにその見守り支援ということで予算化して業務を行うということなんですけれども、これどれくらいの頻度で仮設のほうに伺うのか、要するにそのこれからなんだと思えます、ちょっと言葉が悪いですが、孤独死とかね、孤立している方も私伺っているんです。あの中で、周りとのつながりがなくて孤立した方もいるようですよ。だからやはりそういうような方々に特に支援といいますか、やはりそのちょっとした話しを聞くだけでも大分その方々精神的には救われると思うのね、やはりそういうこともやっていただきたいと思えるんですけれども、まず、頻度的にどの程度、見守り支援の回数があるのかをまず一点。あと、5ページの地方債関係なんですけれども、町としていろいろと今回の災害に対して財政調整基金なり、とりあえずの形で財源を確保して、その財政調整基金が大分減ったというような状況もある中で、さらに今回地方債、町債ですね、これがもう本当にいよいよ精査されて最小限度に抑えて今回の提案になったは思えるんですけれども、やはりこの2億7,870万円という数字が出ていますけれども、これ後には確か交付税措置といいますか、されると思えるんですけれども、その率と言うのですかね、それをお聞かせいただければ、各項目ごとですね、公共施設、農業、その項目ごとにどの程度後に交付税措置されるのかパーセンテージをお聞かせしていただきたいと思えます。

議長（石川良彦君） まず、答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。見守り支援につきましては、仮設住宅の談話室、そちらのほうにサポートセンターを設置する予定でございます。そのサポートセンターで活動していただくようになります。

在中までとはいきませんが、そこに居れば相談委員がいるという形をとりたいと考えております。また、見守りの回数については、仮設なりあと在宅被災者も併せて見守り活動を行っていく予定ではございますが、その頻度に関してはその個々の人によって状況が違うかと思われまますので、その個々の方々に合った回数でもって行っていきたく思っております。以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 起債に対します、後年度の交付税の措置率でございますが、公共土木施設と農林水産施設につきましては普通交付税のほうに95%の措置をされる予定でございます。公共施設部分につきましては47.5%から85.5%ということで、財政力補正率により率が変わるものがございます。今現在ではそれらの数値ということになってございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 4番大友三男議員。

4番（大友三男君） このサポートセンターを仮設のほうに設けるといふことなんですけれども、現実問題として、私が感じたことを話させていただきましても、やはり部屋から出ない方もいるようなんです。そういう方というのは、あそこに一応一つの班といいますかね、一つのコミュニティがあるはずなんです。その代表者の方もいる訳ですよ。やはりそういう方々が一番その状況というのを把握しているのかなと思うんで、やはりなかなか個室から出て来ない方もいる、やはりそれはそこに行ってやはりお話を聞くなり、相談事にのるなりしないと、サポートセンターで待っているだけでは、なかなかやはり難しい問題が今後出てくるのかなということなんで、やはりそれも含めてそのそういう孤立したような方々のところにしっかり行くというような形をとっていただくということをやはりしっかり考えていただきたいと思うんです。その件に関して、まず、どのように今後やっていくのか、どんな考えをもっているのかお聞かせください。あとですね、財政関係なんですけれども、とにかくその…、これは大変努力されているのはわかるんです、この財政組むのにね、補正でまあ今回大変な被害があったわけですから、その中にいろいろとその支援策というものが出てくるわけなんですけれども、基本的に個人の所有物に対しての税金投入というのは例外中の例外のはずであって、やはりその個人である程度できる範囲ことはやっていただくと。それでどうしようもない状況に対してはこれはやはり公的に支援をしていくというのが基本だと思います。なぜ私、このような

厳しいことを言うかと言いますと、やはり債務を作るということは将来にその負担を残すということになりますから、やはりそれは出来るだけ本当に少なく、災害あるのは確かに大変な状況なんですけれども、やはり将来のことを考えた場合に将来の人たちに負担を残すというようなことは出来るだけ避けるべきだと私考えております。そういう中で今回もこういう財産…、財政と言いますか補正を組まれたとは思いますが、やはり今私が言ったように個人の財産というものに関してどのような認識をお持ちなのか、ということなんです。その上での支援策なんだと思うんですけれども、財政課の答弁。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。議員おっしゃるとおり仮設団地の中でなかなか外出する機会も出来ない状況、身体的・精神的な両面があるかと思いますが、談話室でも、これまでも数回いろんなイベント等を行ってまいりました。その中でもやはり来られていない方もいるということは実際当課でも把握しております。そういった方々に対しても支援員が、その住宅に赴いて見守りだけではなく相談ですね、そちらのほうを行って、不安だったり、困り事だったりそういったとことを解消していければいいと思っております。以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。今回の災害関係の復旧工事に係るものにつきましては、先ほど議員は個人の所有物ということでございますが、あくまで公共のいわゆる土木施設、農林水産施設、公共施設ということになってございまして、個人の所有物ということは今回分には計上はしてございません。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。ないですか、千葉勇治議員のほかに何名おられますか。

ここで昼食のため休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

午 後	1 2 時	3 分	休 憩
午 後	1 時 0 0 分		開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。12 番千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） 3 点ほどお聞きしたいと思います。

1 点目は、歳出の 11 ページの災害復旧費の職員手当いわゆる時間外勤務についてになるんですが、町では速やかに仕事を進めて行くと、農

業関係については特に早期営農再開を目指していくということで、今回、土木の関係なんです、それらを考えた場合に時間外勤務手当ということになりますと当然のことながら現職の職員の労働に頼るということになると思うんですが、660万円という金額になるとかなりの時間が3月のまでの間に費やすと思うんですが、よく言われる今職員の過労死などもでておりますがそういう点で問題ないのかどうか、私からすればプロの職員を雇ってこの専門の職をやるような対応をとるべきではないかと思うんですが、時間外勤務手当の660万円についてどのように考えておられるのか1点お伺いしたいと思います。それから歳入、順序が逆になりますが9ページ、財政町政基金繰入金に関係してですが、議長から何て言われるか、一応この今回9,548万円が減額になっているわけですが、当然のことながら国からの見通しもついたということで、これまでの立て替えていた分を今度戻すということはわかるのですが、ただあの、前に町が被災者の説明会で示したいいわゆる住宅を町内に新築する場合には150万円を出すとか、あるいは補修して入る方には50万円を出すという話しをされましたが、その予算などについて大体これぐらい、7,000万円ぐらいの金額があれば何とかかなるというような話しだったんですが、今回どこを見ても見えないのですがその辺について、この繰入金などの充当を考えなかったのかその辺…、150万円なり50万円の計画についてはどのような形で今後進めていくのかお聞きしたいと思います。あせて繰入金の関係で、ぎりぎり関係を付けますが、集団移転構想についてこれらも財政が絡むものと思うのですが、今回全然出ていないんですがその辺についてどのような考えをもっておられるのか、集団移転構想についてどこらまで進んでいるのか町長の考えをお聞きしたいと思います。以上です。

議長（石川良彦君）　まず、答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君）　はい。それでは職員の時間外に関する質問についてお答えさせていただきます。確かに災害復旧事業関係で地域整備課を中心とした課の事務量が增大してございます。そういった事も受けまして実は昨日1月14日付けで、地域整備課に勤務経験のある職員2名、1名は技術系の職員、1名は事務系の職員合計2名を併任辞令といった形でのう町長のほうで、辞令のほうを交付してございますので、そういった中で対応していくつもりでございます。一人の職員の事務量が決して増加することのないようにそういったところで職員、仕事を分け合いながら何とかこの復旧・復興事業のほうを推進していきたいというふ

うな考えでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 課長、この660万円、時間外によって負担がふえて職員の過労死というか、病気まで心配しているようなので、それはクリア出来るの、異動によって。

総務課長（浅野辰夫君） はい。お答えいたします。ですので、地域整備課職員にプラス2名を併任する辞令で加えてございますので、そういった中でその660万円の時間外のところで一人に集中することのないように仕ことを分け合っていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） はい。それでは、住宅再建支援金に關しましてお答えさせていただきたいと思ひます。先日の住民への説明会におきまして提案させていただきました住宅の新築に關する再建支援と補修に關する支援金につきましては、現在、要綱等の内容を詰めているところでございまして、令和2年度の当初予算に最初の予算を計上させていただきたいということで準備しております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 集団移転というテーマでいろいろ地域の皆さんなり、役場執行部でも議論してきたところでありますが、一番最初に我々あの仮説的な考えで叩き台にすべく絵を描いたものを一番最初に提案させていただいたと、あの趣旨についてはここが自分の被災した家屋に手を掛けないうちに何らかの町として一步先んじて議論する叩き台を提案したほうが良いという判断にたつて、実は仮設的な内容のものを御提案申し上げてその後に対面調査をしたということで、被災者の考えが大体わかってまいりまして一義的に地元に戻るといふ考えの人と、できれば今の場所から水害に強いところに移転したいといふ考えの人と、もう自分の持ち家は新しく新築しない、町の施設でお世話になりたいといふそういう考えの方も今仮設住宅にございます。そういうことを調査しながらある程度の考え方がまとまった形になってございます。本来ならば中粕川地区の皆さんのコミュニティを壊さないであの地域に2メートルぐらい盛土して全壊した方々も一カ所にまとめようかといふそんなあの全く考えがない訳ではなかったんですが、あくまでも皆さんの考えを尊重するといふ形で進んできたところであります。それで中村地区に住宅を求め方に対して、町では土地のお世話は出来る環境にございます。これからもう少ししっかりした構想を考えた被災者との、移転する方々

との計画、話し合いを進めて行くこれからの作業でございます。その移転する方々に対する移転場所は目安がついてございますので、そこを活かしてまいりたいなというふうに思います。そのほかにももう一カ所、町民体育館の、あの付近にも町に協力するという地権者の方がございましたので是非、町に寄附してほしいという内容の物件もございます。いろいろ、今後被災者の立場になって考えるそのような計画を立てられる土地の見通しはついているということでございます。これから契約をして、そして宅地化して皆さんに分譲する、一つの基本としての坪数も決めなければならないが特別広い土地がほしいということになればまたそれにも対応しなければならないなと思いますが、大体今考えている2カ所を、候補地がございましてその候補地に大体あの移転したいという人たちはまとめあげる面積があるということでありまして。また、一部を協力していただく方の古民家を利用した町の施設としての使い方もあるのではないかと検討に今入っているところでございますので、いずれにしても中村の今仮設住宅に入っている人たちが、中村の便利なところに大変愛着をもっているようでありますので、そこに集積をしてみたいなということでありまして。

議長（石川良彦君） 千葉議員に申し上げます。ここは補正予算審議の場でございますので、集団移転と生活再建の議題につきましては、次の機会にお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） はい。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） いや補正予算ですから、いわゆるこの今回の財政調整基金のやり繰りの中でそういうものを早めに方向づけを定めたほうが良いのではないかとということでの関連的な事で私質問しているわけで、実は説明会でも確か千葉参事が年度内には方向づけを示すような話しをされたと思うような私印象をもっているのですが、そういうこともあったもんですから敢えて今回、この時期に出すべきではないかなという思いを込めて今聞いたわけで、その辺については当初予算に出すということで、そういうことになればそうなったなりに今後の対応が考えられると思うのですが、それで集団移転についても今こういう関係から方向づけを町で早く急いでやるべきなのが今地域でもっとも求めている声で、地域としてはやはり中粕川の方々が一緒にそこで同じ移転しても暮らしたい、土手崎、三十丁は土手崎、三十丁と一緒に暮らしたいという声も大分ある中で、そういう構想もある程度示しておかないとばらばらばらばらその個々の思いの中で進んで行かれると地域が崩壊しまうとい

うことも一方で出ているわけですが、別な地域を構成するうえの中においても同じ方々がそこに寄り添えば地域が構成されやすいわけですから是非その声を聴くべきだということでその思いを敢えて今回災害の初めてのことにしになってこのことを議論するの初めてですから私なりに今お聞きしたわけで、まあ町長の考えはわかったわけですが、一応その、中村についての方向づけは見えたということですが、もう一度議長に許しをもらって、どこら、どの辺、いつ頃までこれ方向づけ定めることができるのか、実はですね町長、実は今結構動いている方々で、いくらぐらいで、町がそのいわゆる分譲してまで、宅地造成してまで分譲するという、今説明されましたが、その価格が今後の取引価格にかなり方向を定める金額になってくると思うんで、その辺について、もし考えがあるならば答弁願いたいと思います。無理できれば無理で結構ですが、早めに求めるのが町民の声だと思いますのでよろしくお願いします。答弁を求めます。

議長（石川良彦君） はい。町長。

町長（田中 学君） 更地を造成したもの、今我々求めているわけではございません。多少は手の掛かる底地でございますので、今後それを試算しながらどれだけの価格で提供できるか出来るだけ安いものにしてまいりたいなとそんな考えであります。

議長（石川良彦君） はい。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 是非、方向づけ見えた段階で、是非、予算は別にしても方向が出た段階で、早く示してほしいと思う、きのうも何か新聞をみていますと国交省との対話もあったようですが、その辺もまたあるようですがわかり次第伝えてもらえば我々も住民に対して、今後被災の中でどうしたらいいかどう生きていくか悩んでいる方々にいいヒント与える役割をもっていますので是非お願いしたいと思います。それで、さっき時間外のことをお聞きしたのですが、二人新たな方を任命するということがそれは本当にすばらしいことだと思うんですが、そういう中であっても大分いろいろ聞いていますと職員の中でも、過労で倒れる寸前の方もいるやと聞いておりますが、聞いている話で、実態はわからないんですが、やはりそうなったんでは、災害の中で大郷はそういう状況があるなんてこと出たんではこれまた大変な、悪い意味での大郷の印象になるんで、極力その辺について時間外の対応については、職員も元気で働けるような体制を含めて、作ることも含めて、全体の任務を担っている、総務課長なんですか、時間外については、その辺は時間外終わってから

でなく、終わる以前から、今日は、何月何日何時から何時まで時間外をするといういわゆる申告的な形で対応していかないと、のべずで何かいわゆるだらだらといった感じでの時間外になってくると本当に職員にも負担が掛かるんで、是非そのような指導をお願いしたいと思うんですが、課長の見解を求めておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） はい。お答えいたします。確かに災害復旧・復興事業で通常の業務からふえているのは確かではございますけれども、職員の働き…、オーバーワークにならないように、人事担当課としても気配りを、目配りをしているところではございます。千葉議員の御意見のほうもなおさら踏まえながら、職員の労働環境の改善といいますか、働き過ぎにならないように、時間外を極力抑えて、負担を減らすことができるように方向づけをしてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。11番石垣正博議員。

11番（石垣正博君） 10ページの民生費、社会福祉総務費、これ先ほど大友議員の質問にあった、その関連ということでちょっとお聞きをしておきたいのでございますけれども、支援員がその場に来て皆のことをサポートしていくというようなことではございました。その中で、相談を待つということでは待機するということではあります、それでは果たして良いのかどうか、やはり相談を収集するようなこと、これが大事、ということはある中に入っておる方で、やはり、中粕川の皆さんは農業を主体としていままでやってきた野菜作りから田んぼ、そういうものを提供出来ないものかどうかと、要するに農地の提供、そしてそこでその何ていうのかな、ただ中にいるのはもう嫌だと、そういうもので畑作を作りたい、そういうような希望もある、ですから農地を提供して、そこで一日一生懸命その土とまみれるようなそういうようなことをすることによって精神的なストレス解消にもなるだろうし、そしてまた、そこで作ったものを物産館あたりで、被災から、何ていうのかな、その方々が作った商品をその物産館に出してもいいんじゃない、そういうようなことをちょっと考えてみる必要があるんじゃないだろうか、ただ相談に来るのを待つということだけはこれは解決できない。本当に孤独死っていうような、先ほど話したがそういうふうに思っている人がいる。これ相談、多分来ているかどうか、そういうことも含めてちょっとお聞きしたいのと。それから先ほどのその時間外の件、これも関連になりますけれども、相当の金額が、660万円を計上しているということでもありますけれども、きの

うの新聞だったと思いますけれども、技術職、特にその地域整備課に入るといことであります、その辺、不足をするといことをつ総務省でも、そしてまた、全国知事会でもその辺がしっかりと把握しておつて、そしてその、技術系を各自治体に割り振りをするよなそういうよな記事も載つておつたのですが、その辺、町のほうに、各自治体に配分するといことかな、技術系2名ぐらいつとか、そういうのがあるよなございまして、そういうの町のほうにその情報としてきておられるのかどうかそれを含めてお聞きを申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） はい。お答えいたします。まず支援については、見守り、相談、この業務に関しては別々のものではなくて、見守りしながら相談に応じたり何なりするといことですので、待っているといことではなくて、その個々の状態に応じて必要な見守りだったり、その見守りの中でも相談を受け付けて、もし、相談の内容に事情があれば町のほうにつないでいただくとい内容のものでございまして。また、農地の提供で畑作ですね、そちらのほうをとい考えではあります、そちらのほうについても、外出する支援策としては一つの方法かなと思つてございまして。農地でございまして、いろいろな手続きも必要かと思われまので、その辺関係各課と協議しながら検討してまいりたいと思つてます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。今具体的に国・県のほうから技術系職員、各自治体2名ずつとい配分については特に具体的には今のところ大郷町のほうには示されてはございませぬ。

議長（石川良彦君） 11番石垣正博議員。

11番（石垣正博君） さっきの農地の件につて、これ町として少しアンケートなりを取つてみたらどうなんだろうか。やはりその、毎日同じよな食べては寝てそれで終わっているよなは大変だと。自分で運動すればいいんだろうけれどもなかなかそれも出来ない。だったら、やはり農地からしっかりとその日の汗を流して、そしてまたあすを考るといことであれば、やはり必要だろうと私は思うのでその辺は何か取つてもらいたいなと思つてますね。私の要望になりますけれども。その辺お願いしたいと思つてます。それと、先ほどの技術系の件につて、確かにきのうのきょうのことだと思つて来ないかもしれませぬけれども、その辺を見ると、応援職員拡充といこと、人件費を交付金で、これで賄うよ

うにそういうその不足しているところ、要するに災害があって不足しているところに対して職員をやるよという事ですから、それ一、二年間というようなことも書いてありました。ですから、やはりそういうことを一つ国のほうにしっかりと訴えてほしいなとそのように思いますが、いかがでしょう。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） はい。お答えいたします。町としても不足する技術系につきまして、そういった制度を最大限活用しながら、国・県のほうに人的な支援のほうも大いに求めていきたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかに。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） まず、生活支援員業務なんですけど、この支援員というのは誰があたるものなのか、まずそれと、話によりますと仮設住宅に入っている方々が対象だということだと思っておりますが、みなし仮設あるいはまた被災者で自宅にいて頑張っている方もいるので、そういう方々への対応というのは何か考えているのか、私はそういう方々にもある程度そういう対応が必要ではないのかなと思うので、その辺の対応を何か考えているのだったら、お伺いしたいと思います。あと、農業振興費、大豆、水稲次期作付け種子助成、これどれくらいの方といたしますか、組織といたしますか、どれくらいあって、単価はどれくらいなのかその辺、あとその下の園芸作物生産供給確保対策事業、この事業の内容についてお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） まず、答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） 支援員についてお答えいたします。まず、支援員は誰がということですが、今回、支援員業務に関しては委託を考えております。具体的には社会福祉協議会を想定しております。その中で今現在行われている地域支え合い事業、そういったことの兼ね合いもございましてことからそちらを考えております。次に対象者でございますが、この事業に関しては国庫事業でありまして、仮設住宅建築がしめる対象となっておりますが、対象とする人に関しては、仮設に限らず、みなし仮設、あるいは在宅被災者、こちらのほうも対応可能ということでございまして、そちらにも対応してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。大豆、水稲次期作付け種子助成に関してでございますが、こちらにつきましては、今回、台風19号で冠水の被害を受けまして、まだ圃場に残っている状態の水稲であっ

たり、大豆であったり、飼料米であったりといったところで、平年の収量の30%以上の減収した場合にはということで販売農家に対して補助金として交付するものでございます。今現在のところということになります。今現在、今週中という事で各農家の方に周知のほうはしてございますが、相談受付と補助金の交付申請の相談受付ということで、今やっているところでございます。ですので、はっきりとこれだけの農家の方が、これだけの規模でといった形での数値のほうはお示しできませんが、今現在の予算ということでの規模ということになります。こちらについては主食用の水稻、こちらにつきまして、約26町歩、飼料用米これは専用品種ということになります。65町歩、大豆につきましては300町歩ということでマックスでの面積ということで算出のほうをしている状況でございます。続きまして、園芸作物生産供給確保対策事業、こちらの補助金につきましてでございますが、園芸作物が冠水被害を受けまして、こちらでも平年収量の30%以上の減収があった場合にはということになります。次期作の営農再開であったり、継続が困難となった農家の生産継続を支援するために、次期作付け、それから今回、水によって流された苗だっただけのそちらの再定植ということに対しての経費の一部助成をするということで単価のほう、上限が決まった単価のほうで交付ということで今のところ予算のほうを確保させていただいている、提案させていただいているところでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） まず、生活支援員なんです。社協に委託はわかりましたが、私伺いますとみなし仮設も、自宅で復旧の方も対象ということですが、先ほどの話しですと談話室をセンターという話しなんです。そこだけとは限ったものではないと思うんですが、その辺の活動の内容について、やはり、出向かなければそういう方と対応出来ないと思うので、その辺どのように考えているのか、出向だけでなく、各戸訪問なりそういう形になると思うんですが、それに対応出来るような予算なのか、人員なのか、その辺伺っておきます。あと、この種子助成、これまだまだ確定ではなくこれからふえたり、減ったりということは可能性があるということで理解していいわけなんですね。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。まず談話室のほうにサポートセンターを設置するわけでございますが、そちらを拠点としてそこから臨戸訪問だったりそういったところ仮設、みなし、在宅、そちらのほ

う赴いて見守りだったり、相談支援を行うということでございます。またあるいはいろんなイベントを開催、そちらの談話室のほうで開催するという事になるかと思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） はい。種子助成の最終的な確定の規模ということになります。今取りまとめ中ということでございますので、増減というのは必ず発生してくるものでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） まず、5ページの地方債なんですけれども、国の分ということで95%というようにお話しもありましたし、47.5から85.5%とかあるんですが、そのほかに関しては、町の出し分ということになるかと思うんですが、この辺、国に対して、例えば特別交付金というような形で、もうちょっと町から国に対して言えるような体制はないのかどうか一点ですね。それから、11ページの災害施設災害復旧費、これは何処の復旧になるのか詳細に教えていただきたいんですが。公共施設。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。まず交付税の増額要望ということで、前にもお話ししましたが、町長が上京した都度、国のほうに赴きまして交付税の増額要請はさせていただいているところでございます。あと、2点目の公共施設災害復旧費でございますが、まず公園施設ということでメモリアルパークと築館公園、花楯公園の3カ所でございます。あと、縁の郷でございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） その中で、我が地区の築館公園なんですけれども、北側2カ所から3カ所ほど土砂崩れがありまして、今回今度、南側が土砂崩れになっているんですけれども、これの復旧というのはどの辺までやっていくのかお聞きしたいのですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。築館公園に関しましては、かなり県道側、チェーン着脱場のほう、そちらほう上のほうから、本当に頂上のほうから法面が崩れているような状況になってございます。それで、今回につきましては、そこまですべて法面を工事するという事はなかなか難しいということがございまして、今回につきましては、落ちました木ですね、木の部分と流れた土の部分の撤去ということで今のところ工事として考えてございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 今課長からの答弁で県道沿い側ということしか聞いてなかったんですけども、南側は、あそこはどうなるんですか。俺、これで3回、終りだっちゃね。

議長（石川良彦君） いいです。確認しますから。はい。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 失礼しました。南側につきましては、こちらにつきましても流れた土の部分については撤去しながら、ネットを張ってそれ以上崩れないようにということで施工のほう、吹き付けをしながら法面の施工のほうをさせていただきます。そちらについては、法面の施工のほうはさせていただきます。いただく予定です。

議長（石川良彦君） 7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） それで、例えば、土砂の撤去をやって、将来的に完全に県道側も直す方向で考えていくのかどうなのか、今回だけで終わりましたというような感じになったら大変困るんで、今あの、土砂崩れ終わってチェーン脱着場のフェンスも押されているような状況になっているんで、この辺、どうやってくのか、見込みがあるのかどうかお願いしたいんです。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 今のところ、実際どのくらいの事業費がかかるかということで積算しているところもございしますが、かなり大きな事業費のほうかかってくる場所もございしますので、今後検討しながら、どういった対応を取るか決めていきたいと思ってございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） 今の熱海議員の関連の質問になりますけれども、本町そのものの財政力を考えた場合、今回、確かにこのような災害が起きて大変な状況なのはわかりますけれども、このように債務をふやしていった場合、いくら国から普通交付金といいますか、後の交付金で95%くるとは言いながらも、やはり将来的にこれがその、大郷町の財政が破綻しては何にもなりませんので、町全体の町民の方々に迷惑がかかるということになりかねないので、やはりその、先ほど来、熱海議員が言ったように、国に対して特別交付税の対象となるように、先ほど、財政課長のほうからも答弁がありましたけれども、町長が上京してその旨伝えていまずというようなことなんですけれども、さらに、強く、今回の台風19号という被害というのは、長野県、千葉、千葉の場合15号ですかね。

その後の 19 号も多少なりとも被害があったようです。茨城、福島、宮城と大規模になっております。こういう中で、やはり、東日本大震災に匹敵するような大災害ではないかというふうに思います。そうした中で、やはり、町長に伺います。さらに、国に強く要請していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ものになるような要請をします。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第 2 号 令和元年度大郷町一般会計補正予算（第 7 号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（石川良彦君） 以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和 2 年第 1 回大郷町議会臨時会を閉会といたします。

大変、御苦労さまでした。

午後 1 時 4 1 分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員